

# 平成 22 年度岐阜県食品衛生監視指導計画実施結果（概要版）

## ＜平成 22 年度の重点的な取組みの結果＞

### 1 監視指導

#### (1) 重点監視施設

##### ① 営業許可施設に対する監視指導

「食品衛生施設の危害度分類」に基づき、高度な衛生管理が必要な施設における事故防止に関する事項に重点を置いて、監視指導を実施しました。

また、食品衛生法違反については、営業者等に対し行政処分等を行いました。その内訳は、食中毒発生の原因となった飲食店に対する営業停止処分（10 件）、病原微生物に汚染された菓子を製造した施設及び指定外着色料を使用してあん類を製造した施設に対し営業停止並びに回収命令処分（2 件）、規格基準に違反した食肉製品及び漬物の回収命令（2 件）でした。なお、行政処分を行った事案については、その都度、公表しました。

表 1 レベル別監視指導実施状況

レベル	主な業種	目標回数 (回/年)	施設数	目標数	実施数	達成率 (%)
1	飲食店営業（仕出し・弁当で 1,000 食以上の調理施設、ホテル・旅館で収容人数 100 名以上の施設）、乳処理業、広域流通食品製造施設 等	2	623	1,246	1,739	139.6
2	飲食店営業（レベル 1 以外の仕出し・弁当及びホテル・旅館、簡易宿所）、食肉販売業（細切行為等のあるもの）、添加物製造業 等	1	7,574	7,574	7,849	103.6
3	飲食店（一般食堂、その他）、缶詰又は瓶詰食品製造業、食肉販売業（レベル 2 以外の施設）等	0.5	20,311	10,156	13,438	132.3
4	飲食店営業（自動販売機）、喫茶店営業（自動販売機）、乳類販売業 等	0.2	8,886	1,777	3,991	224.6
S	過去 3 年間に食品事故の発生があった施設	2	34	68	77	113.2
計			37,428	20,821	27,094	130.1

##### ② 広域流通食品製造施設の監視指導

年間を通じて複数の都道府県に流通する食品を製造している広域流通食品製造施設 433 施設について、重点的な指導及び助言を行いました。

### ③ 集団給食施設に対する監視指導

集団給食施設について、その規模及び種別に応じて監視指導（計 678 回）を行うとともに、調理済食品 194 検体について、細菌検査を行いました。

表 2 集団給食施設監視指導実施状況

レベル別対象施設	目標回数 (回/年)	施設数	目標数	実施数	達成率 (%)
大量調理施設	2	132	264	273	103. 4
中小規模 調理施設	学 校	1	67	67	109. 0
	病 院	1	69	69	95. 7
	その他の	0. 5	466	233	114. 2
合 計		734	633	678	107. 1

## (2) 重点監視項目

### ① 統一的な食品表示指導

食品衛生法、JAS法、薬事法等に基づく表示の適合状況について、各担当者が合同で、食品販売施設等 1,353 ケ所、計 59,266 食品の表示を検査し、不適正な表示については、各法令に基づき適正表示を指導しました。

### ② アレルギー表示の適正化

アレルギー物質（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）を含む食品の表示について、製品の流通が広域にわたる大規模な菓子製造業、めん類製造業及びそい製造業を中心に、208 施設について立入調査を行いました。調査では、使用原材料の点検、製造工程の確認、コンタミネーション（意図しない混入）のおそれの有無等を確認し、適正表示を指導しました。

### ③ 健康食品に対する指導

健康食品製造施設のうち、錠剤又はカプセル状等の特定成分が濃縮された形状の食品を製造している 21 施設に対し立入調査を実施し、安全な食品を供給するために必要な衛生管理や原材料の安全性を確保するための自主点検の実施状況を把握するとともに、その徹底を指導しました。

### ④ 牛海绵状脳症(BSE)に関する衛生指導

と畜場において、特定部位（脳、脊髄、眼及び小腸の一部（回腸遠位部））の適切な除去の実施状況について確認し、関係者にその徹底を指導しました。

## 2 試験検査

県内に流通する食品等から 1,797 検体を保健所等が採取し、保健所、保健環境研究所及び食肉衛生検査所において、残留農薬、動物用医薬品、食品添加物、微生物等の検査を表 3 のとおり実施しました。

これらの検査の結果、規格基準違反が判明した 2 件について回収を命令し、表示違反が判明した 5 件について表示の訂正などを指導しました。

表3 食品等の試験検査の概況

検査項目	食品数			検査項目数	違反件数	
	計画目標	実施数	達成率		規格基準	表示
残留農薬	155	155	100.0%	29,726	-	-
動物用医薬品 (牛乳・養殖魚等)	抗生素質・合成抗菌剤	38	38	100.0%	168	-
動物用医薬品 (食肉)	抗生素質等	415	415	100.0%	8,505	-
	内部寄生虫用剤	60	60	100.0%	80	-
	ホルモン剤	10	10	100.0%	10	-
カドミウム(米)	3	3	100.0%	3	-	-
リストリア菌	5	5	100.0%	5	-	-
アフラトキシン	5	7	140.0%	7	-	-
遺伝子組換え食品	30	38	126.7%	38	-	-
アレルギー物質	30	32	106.7%	32	-	1
食品添加物	430	* <sup>1</sup> 450	104.7%	3,859	2	4
牛乳成分規格	200	205	102.5%	1,089	-	-
食肉等の食中毒原因菌	-	11	-	31	-	-
給食等の細菌検査	-	194	-	684	-	-
カドミウム・鉛(陶磁器)	-	45	-	90	-	-
P C B (牛肉)	-	2	-	2	-	-
その他の	-	137	-	289	-	-
合計		* <sup>2</sup> 1,797		44,618	2	5

\*1 うち10検体が残留農薬と重複

\*2 \*1の重複分を除いた数

また、県内でと殺されたすべての牛(15,899頭)について、牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査を実施しましたが、陽性となる牛はありませんでした。

### 3 食品関係事業者の自主的衛生管理の促進

#### (1) 「営業の施設の内外で公衆衛生上講ずべき措置に関する基準」の周知徹底

19年3月、岐阜県食品衛生法施行条例の一部が改正され、「営業の施設の内外で公衆衛生上講ずべき措置に関する基準(管理運営基準)」が大幅に強化されました(19年10月施行)。

この管理運営基準について、食品衛生責任者講習会等を通じて周知を図りました。

#### (2) 適正な表示の徹底

適正な食品表示の徹底を図るため、食品製造業者を対象に、食品衛生法、JAS法、米トレーサビリティ法、景品表示法など食品表示の関係法令の内容やコンプライアンスの重要性について理解を深めてもらうための食品表示総合講習会を実施したほか、県の食品表示関係担当者向けに、食品表示を規制する各法令に関する研修会を開催しました。

#### (3) 食中毒防止対策

食品営業施設及び集団給食施設の従事者を対象に衛生講習会を開催するとともに、リーフレットを関係施設に配布するなどノロウイルス等による食中毒の防止に努めました。

## 4 H A C C P システムの推進

高度な衛生管理システムであるH A C C P の導入を支援するため、12月にH A C C P 普及推進大会を開催しました。

本大会では、食品関係事業者等 57 社 114 名の参加のもと、H A C C P 推進に係る特別講演、H A C C P に取り組む事業者による発表を行い、H A C C P に関する知識の普及と取組み意欲の向上を図りました。

## 5 リスクコミュニケーション（消費者、事業者、行政の間の意見交換等）の実施

### (1) 食品の安全・安心シンポジウムの開催

11月に「食品の安全・安心シンポジウム」を開催しました（参加者：66名）。

### (2) 県民との意見交換会の開催

出前講座の開催時に意見交換会を 5 回開催し、食の安全に関する情報提供と意見交換を行いました（参加者：148名）。

### (3) 体験型リスクコミュニケーションの実施

消費者を対象とした「食品安全セミナー」を開催し、食の安全に関する正しい情報を提供するとともに、消費者と食品関係事業者の相互理解を深めました（参加者：53名）。

### (4) 出前講座の開催

職員が県民からの要望に応じて、食品の安全性に関する様々なテーマで出前講座を行いました（13回、参加者：442名）。

### (5) ジュニア食品安全クイズ大会

次世代を担う子どもたちに、食品安全に関する正しい知識を持ってもらうことを目的としてジュニア食品安全クイズ大会を 9 回開催しました（参加者 911名）。

### (6) 県民意識調査の実施

安全・安心な食生活の確保に必要な施策の参考とするため、「岐阜県県政モニター」「食品安全対策モニター」「食品表示ウォッチャー」「消費者サポート」を対象に、アンケート調査を実施しました。

### (7) 「見学可能な食品関連施設リスト」の作成と公開

県民が施設見学や意見交換等を行うことができる食品関連施設を把握し、ホームページ上に 12 施設（平成 22 年度末現在）の情報を公開しました。

### (8) 食品安全相談員の設置

平成 20 年度より、消費者の食品の安全性に対する不安感や不信感を解消するため、食品衛生に関する専門的な知識や経験を有する食品安全相談員を 5 保健所及び県民生活相談センターに設置し、消費者及び食品等事業者の皆様からの食品安全に係る相談・苦情等に対し、きめ細やかな助言等を行うとともに、必要に応じて、適正な食品表示に係る技術的指導等も実施しました（平成 22 年度相談件数 4,144 件）。